

市・県民税の申告 所得税の還付申告

市では、市内各所に申告相談受付会場を設置します。還付申告は2月2日・3日・9日・10日に文化センターで、市・県民税申告は2月16日から3月15日までの期間、文化センターをはじめ地区公民館等で受け付けています。市内の申告相談受付会場は、大変な混雑が予想されます。また、市の会場ではお受けできない申告がありますので、あらかじめご了承ください。なお、上尾税務署では1月4日から還付申告を受け付けています。

◆問合せ 税務課市民税担当(直通594-5518)

還付申告の受付 上尾税務署では1月から

【上尾税務署】

◆受付日時 1月4日(水)以降 午前9時から午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

◆問合せ 上尾税務署(☎048-770-1800)

【市での還付申告臨時受付】

◆会場・受付日時 左表のとおり

◆受付対象者 次のいずれかに該当する人

・昨年退職され、年末調整が済んでいない人

・給与所得、公的年金(雑所得)のみで、医療費控除を受ける人
※その他の申告はお受けできませんので、上尾税務署で直接申告してください。

還付申告で 税金が戻る人

次のいずれかに該当する人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、申告により税金が還付されます。

○年の途中で退職した人
平成23年中に会社などを退職し、

平成24年度からの主な改正点

《扶養控除の見直し》

- ・16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。
 - ・16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分が廃止され、一般扶養控除となります。
 - ・同居特別障害者の加算額が、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されることに伴い特別障害者の障害者控除に加算されます。
- *所得税については、平成23年分から適用。

《年金所得者の確定申告不要制度》

- ・平成23年分以降の所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要となります。ただし、医療費控除や生命保険料控除、社会保険料控除等を加えるなどして、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも、市・県民税の申告は必要です。市・県民税で各種控除を受ける場合についても、忘れずに申告をお願いします。

給与所得について年末調整を受けていない場合。

○年金受給者で所得税を源泉徴収されている人

平成23年中に年金から所得税を源泉徴収されており、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除などを受ける場合。

○医療費控除等の各種控除を受ける人

平成23年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合の医療費控除や、地震や風水害のため一定の金額以上に損害を受けた場合の雑損控除、住宅ローンを利用して住宅を新築、購入、増改築した場合の住宅借入金等特別控除などの各種の控除を受ける場合(年末調整で控除済みの場合を除く)。

税理士による 還付申告無料相談

◆とき 2月2日(木)から15日(水)

午前9時30分から午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

◆ところ 市内の各税理士事務所

◆対象

①年金受給者(年金収入が600万円以下の人)

②給与所得者(給与収入が600万円以下)で医療費控除を受ける人

③平成23年中の退職者

④年末調整が済んでいない人

◆申込み・問合せ 関東信越税理士会上尾支部(☎048-776-8777)または最寄りの税理士事務所へ事前に電話でお申し込みください。



所得税の還付申告 相談受付日程

下記会場でお受けできる申告

昨年退職され年末調整が済んでいない人、給与所得・公的年金(雑所得)のみで医療費控除を受ける人の還付申告が対象です。その他の申告はお受けできませんので、上尾税務署で直接申告してください。

と き		と こ ろ	受 付 時 間
2月2日	木	文化センター第3会議室	午前9時～午後3時30分
2月3日	金		
2月9日	木		
2月10日	金		

市・県民税の申告 相談受付日程

下記会場でお受けできる申告

給与所得・公的年金(雑所得)の所得税の確定申告についても受付をしています。その他の所得、住宅借入金等特別控除に関する申告についてはお受けできませんので、上尾税務署で直接申告してください。

前年の所得が給与のみの人(年末調整済)で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当(〒364-8633住所記載不要)に郵送することで、申告に代えることができます。

と き		と こ ろ	受 付 時 間
2月16日	木	文化センター第3会議室	午前9時～午後3時30分
2月17日	金		
2月20日	月		
2月21日	火		
2月22日	水		
2月23日	木		
2月24日	金	勤労福祉センター集会室	午前9時30分～午後3時30分
2月28日	火	南部集会所（南部公民館内）	
2月29日	水		
3月1日	木	西部集会所（西部公民館内）	
3月2日	金		
3月5日	月	北部集会所（北部公民館内）	
3月6日	火		
3月7日	水	学習センター集会室	
3月8日	木		
3月9日	金	中丸集会所（中丸公民館内）	
3月12日	月	文化センター第3会議室	午前9時～午後3時30分
3月13日	火		
3月14日	水		
3月15日	木		

●申告に必要なもの

- 印鑑 ●筆記用具、電卓 ●還付金の振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの
- 所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)
- 社会保険料・生命保険料・地震保険料等を支払った証明書や領収書(保険会社から送付された控除証明書、日本年金機構から送付された国民年金保険料控除証明書、国民健康保険税領収書等)
- その他、申告内容に応じて必要な領収書等

●医療費控除は明細書で整理を

医療費控除を受ける場合は、事前に、医療費の領収書を個人ごと、医療機関ごとにまとめたうえで集計し、「医療費の明細書」に記載を済ませた状態でお持ちください。

医療費の明細書ができていない場合や領収書の集計がなされていない状態では、申告書を作成することができません。

